

改正案	現行
<p>（権利及び義務の承継に伴う承継法人等に対する法人税法等の適用に関する経過措置等） 第七條（略）</p> <p>2 承継法人（施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を経営する株式会社を含む。）が次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の中欄に掲げる者から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と同欄に掲げる者の有する固定資産との交換が同表の下欄に掲げる法律の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二条第二項に規定する固定資産とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項中「その固定資産の価額」とあるのは、「その固定資産の価額から交換により譲渡した固定資産の当該交換の時における帳簿価額を控除した残額」とする。</p> <p>債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の施行法第三十一条</p> <p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号。以下この項において「機構法」という。）附則第十八条の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）</p>	<p>（権利及び義務の承継に伴う承継法人等に対する法人税法等の適用に関する経過措置等） 第七條（略）</p> <p>2 承継法人（施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を経営する株式会社を含む。以下この項において同じ。）が債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の施行法第三十一条の規定により清算事業団から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と清算事業団の有する固定資産との交換が清算事業団法第二十六条第一項第三号の規定により行われた場合（承継法人が債務等処理法第二十五条の規定により日本鉄道建設公団から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と日本鉄道建設公団の有する固定資産との交換が債務等処理法第十三条第一項第三号の規定により行われた場合を含む。）には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二条第二項に規定する固定資産とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項中「その固定資産の価額」とあるのは、「その固定資産の価額から交換により譲渡した固定資産の当該交換の時における帳簿価額を控除した残額」とする。</p> <p>清算事業団 清算事業団法第二十六条第一項第三号</p> <p>機構法附則第一条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団 旧債務等処理法第十三条第一項第三号</p>

3 3 12 (略)	債務等処理法第二十五条	第二十五条
	運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・
3 3 12 (略)	三條第一項第三号	債務等処理法第十